

電力供給契約書

- 1 件 名 八街市役所外16施設で使用する電力供給
- 2 供給場所 八街市役所外16施設
- 3 契約金額 別紙電力供給契約単価表のとおり
- 4 供給期間 自 令和元年12月 1日 0時
至 令和2年11月30日 24時
- 5 契約保証金 免除

上記電力の供給について、発注者と供給者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な電力供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所	千葉県八街市八街35番地29	
	氏名	八街市長 北村新司	印

供給者	住所		
	氏名		印

電力供給契約単価表

年月	基本料金単価			電力量料金単価		
	税抜単価	消費税 相当額	税込単価	税抜単価	消費税 相当額	税込単価
令和元年12月	円/kW	円	円/kW	円/kWh	円	円/kWh
令和 2年 1月	円/kW	円	円/kW	円/kWh	円	円/kWh
令和 2年 2月	円/kW	円	円/kW	円/kWh	円	円/kWh
令和 2年 3月	円/kW	円	円/kW	円/kWh	円	円/kWh
令和 2年 4月	円/kW	円	円/kW	円/kWh	円	円/kWh
令和 2年 5月	円/kW	円	円/kW	円/kWh	円	円/kWh
令和 2年 6月	円/kW	円	円/kW	円/kWh	円	円/kWh
令和 2年 7月	円/kW	円	円/kW	円/kWh	円	円/kWh
令和 2年 8月	円/kW	円	円/kW	円/kWh	円	円/kWh
令和 2年 9月	円/kW	円	円/kW	円/kWh	円	円/kWh
令和 2年10月	円/kW	円	円/kW	円/kWh	円	円/kWh
令和 2年11月	円/kW	円	円/kW	円/kWh	円	円/kWh

(総則)

- 第1条 発注者及び供給者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする電力の供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 供給者は、契約書記載の供給期間中に、発注者の供給場所を使用する電力をその需要に応じて供給し、発注者は、供給者にその契約代金を支払うものとする。
 - 3 契約の履行を完了するための一切の手段については、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、供給者がその責任において定める。
 - 4 供給者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
 - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。
 - 9 この契約の履行に関して契約代金額を算定する場合の単位及びその端数処理は、仕様書に定めるところによるものとする。
 - 10 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる用語は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、電気事業法（昭和39年法律第170号）の定めるところによる。
 - 11 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 13 この契約に係る訴訟については、訴額に応じて、発注者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第2条 供給者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(仕様書等の疑義)

- 第3条 供給者は、契約の履行に当たり、仕様書等の表示が明確でないこと又は供給場所の状態、履行上の制約等仕様書等に示された自然的若しくは人為的な履行条件と実際の供給場所の状態が一致しないこと等を発見したときは、遅滞なく発注者に通知し、その確認を受けなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により確認を求められたとき又は自ら同項の事実を発見したときは、供給者の立会いの上、直ちに調査しなければならない。ただし、供給者が立会いに応じない場合には、供給者が立ち会わずに調査を行うことができる。
 - 3 発注者は、前項の規定による調査の結果について供給者の意見を聴いた上で、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、速やかに供給者に通知しなければならない。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは供給期間又は契約代金額を変更し、供給者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第4条 発注者は、前条第4項に定めるもののほか必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を供給者に通知して、仕様書等を変更することができる。

2 発注者は、仕様書等に表示された契約電力又は予定使用電力量を需要状況に応じ、増減して使用することができる。

3 発注者は、前2項の場合において必要があると認められるときは、供給期間又は契約代金額を変更し、供給者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事情変更)

第5条 経済事情の激変又は天災事変その他の予期することのできない特別の事情により、契約代金額が著しく不相当となったときは、その実情に応じて、発注者と供給者が協議の上、契約代金額を変更することができる。

(履行状況の調査等)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは供給者に対して契約の履行状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(一般的損害)

第7条 契約の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、供給者がその賠償に係る費用を負担する。ただし、当該損害のうち発注者の責に帰する理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(供給の保証に係る費用の負担)

第8条 供給者が一般電気事業者と締結する接続供給契約により電力の供給を行う場合、当該接続供給契約によって生じる料金その他の金銭債務（発注者に起因し、生じた債務を除く。）は、供給者が負担する。

(使用電力量の計量等)

第9条 計量日は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、毎月末とし、供給者は、計量日に計量器に記録された値を読み取り、使用電力量等を算定し、発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに契約の履行を確認しなければならない。

(契約代金の支払)

第10条 供給者は、前条第2項の規定による確認を受けたときは、発注者に対し、供給済の電力量等に相応する契約代金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に供給済の電力量等に相応する契約代金額を支払うものとする

3 発注者がその責めに帰すべき理由により前項の期限内に契約代金を支払わないときは、供給者は、当該未受領金額につき、支払期限日から支払を受ける日の前日までの日数に応じ、年2.9パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約が履行されなかった場合における損害の負担)

第11条 供給者の責めに帰すべき理由により、契約の全部又は一部が履行されなかったことにより発注者に損害が生じたときは、供給者はその損害を負担しなければならない。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することがで

きる。

- (1) 正当な理由なく、契約を履行すべき期日を過ぎても電力の供給をしないとき、又は契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき発注者が認めるとき。
 - (2) 供給者又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (3) 契約の履行に当たり、正当な理由なく発注者の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立ての事実が判明したとき。
 - (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
 - (7) 第16条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約代金額（契約の一部の履行があったときはこれに相応する金額を控除した額とする。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期日までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 4 第1項の規定により契約が解除された場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、供給者はその損害を賠償しなければならない。

（暴力団排除に係る解除）

第13条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（供給者が個人である場合にはその者を、法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（八街市暴力団排除条例（平成24年八街市条例第17号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団員等が供給者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは他人の不正な利益を図り、又は他人に損害を与える目的をもって、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に対して直接若しくは間接的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している認められるとき。
 - (5) 役員等がその業務に関し、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、継続的に物品の購入や労働の供給又は派遣を受けるなど、不当に利用していると認められるとき。
 - (6) 供給者が、第1号から第4号までのいずれかに該当する者を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第5号に該当する場合を除く。）に、発注者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わなかったとき。
- 2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（談合その他不正行為による解除）

第14条 発注者は、供給者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、供給者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関

する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、供給者に違反行為があったとして独占禁止法第66条の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (3) 供給者が、公正取引委員会が供給者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 供給者（供給者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 第12条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（契約履行完了前の解除）

- 第15条 発注者は、契約の履行が完了するまでの間、第12条第1項、第13条第1項又は前条第1項の規定によるほか必要があるときは、供給者と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による契約の解除により供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（供給者の解除権）

- 第16条 供給者は、発注者がこの契約に違反し、合理的な期間内に違反を解消しないときは、この契約を解除することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

- 第17条 この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降における歳入歳出予算が減額又は削除された場合には、発注者は、この契約を変更し、又は解除することがある。

（解除に伴う措置）

- 第18条 発注者は、前6条の規定によりこの契約が解除された場合においては、供給済の電力量等に相応する契約代金額を供給者に支払わなければならない。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

- 第19条 供給者は、第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。供給者が契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条第1項第1号から第3号までのうち命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、供給者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（業務妨害又は不当要求に対する措置）

- 第20条 供給者は、委託業務の履行に当たり、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団等（暴力団対策法第2条に規定するものをいう。）から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 供給者の下請負人等が暴力団等から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然と

して拒否し、供給者に速やかに報告するよう当該下請負人等を指導すること。また、下請負人等から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第21条 発注者は、供給者が前条に違反した場合は、八街市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成6年4月1日施行）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。供給者の下請負人等が報告を怠った場合も同様とする。

(表明確約)

第22条 供給者は、第13条に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 供給者は、第13条に該当する者を下請負人等としないことを確約する。

3 供給者は、発注者が第13条に関する確認の必要な措置として、発注者が警察に照会し、供給者の個人情報等を警察に提供することについて同意する。

4 供給者は、発注者から役員等の氏名、住所、生年月日及び役職等が明らかとなる資料の提出を求められたときは、直ちに提出することについて同意する。

(相殺)

第23条 発注者は、この契約に定めるところによるか否かを問わず、供給者に対して有する金銭債権があるときは、供給者が発注者に対して有する契約代金の請求権その他の金銭債権と対当額で相殺することができる。

(補足)

第24条 この約款に定めるもののほか、次の各号のいずれかに定めるところによるものとし、この約款及び次の各号のいずれかの規定に定めのない事項については、必要に応じて発注者と供給者とが協議して定める。

(1) 八街市建設工事等契約事務取扱規程（昭和60年6月20日告示第37号）

(2) 八街市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年5月29日告示100号）

(3) 八街市財務規則（平成5年3月31日規則第14号）